

第 編 策定の趣旨

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です(長崎県子育て条例前文)。

全国的に少子化が進行する中、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づく本県の行動計画として平成 17 年 3 月に「長崎県次世代育成支援対策行動計画(ながさきこども未来 21)」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

また本県では、平成 20 年 10 月、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、その推進のため、平成 22 年 6 月には、「ながさきこども未来 21」の後期計画として「長崎県子育て条例行動計画(平成 22 年度～26 年度)」を、その後、「長崎県子育て条例行動計画(平成 27 年度～31 年度)」を策定し、全庁的な体制で取組を進めてきたところです。

これまでに、合計特殊出生率は平成 15 年と 17 年に過去最低の 1.45 となった後緩やかに上昇し、平成 28 年には 1.71 まで回復しましたが、翌年から微減しており、出生数については、減少傾向が続いています。また、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、子育てに不安や孤立感を感じる方は多く、児童虐待、いじめや不登校など、依然として子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

子どもが成長に応じた出会いや体験を通して、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てること、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手を取りあって具体的に行動することの大切さをうたった長崎県子育て条例を着実に推進することが必要です。

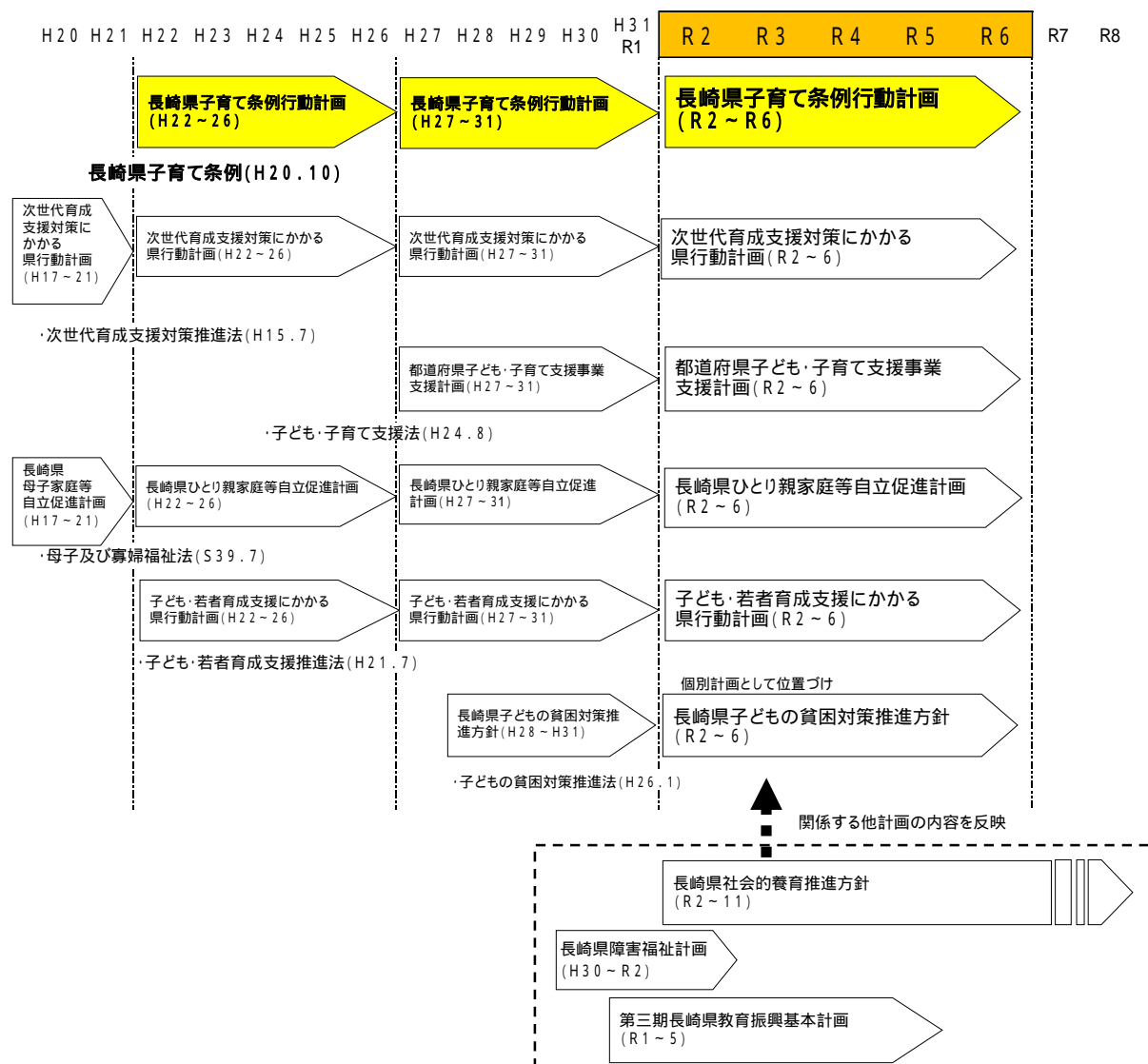
この「長崎県子育て条例行動計画(令和 2 年度～令和 6 年度)」は、前「長崎県子育て条例行動計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取組と、子どもと子育て家庭を取り巻く社会の動向を踏まえ、改めて「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現のため策定するものです。

第 編 計画の性格

この計画は、前「長崎県子育て条例行動計画」の後継計画として「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、施策の方向性を明示するものです。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けるとともに、この計画の第4章第3節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

また、「長崎県子どもの貧困対策推進方針」については、この計画の個別計画と位置づけた上で、各種施策の推進に取り組むこととしています。



第 編 計画期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とします。

また、毎年度、この計画の進捗状況を公表してまいります。

なお、今後の社会情勢等による子ども・子育てをめぐる環境の変化に応じて、本計画の見直しを行います。

第 編 子ども・子育ての現状

1. 少子化の現状と将来の見通し

全国の出生数は、第一次ベビーブームの昭和24年に約270万人、第二次ベビーブームの昭和48年に約210万人でしたが、その後減少を続け、昭和59年には150万人を割り込み、平成25年には約103万人と過去最低の出生数となっています。

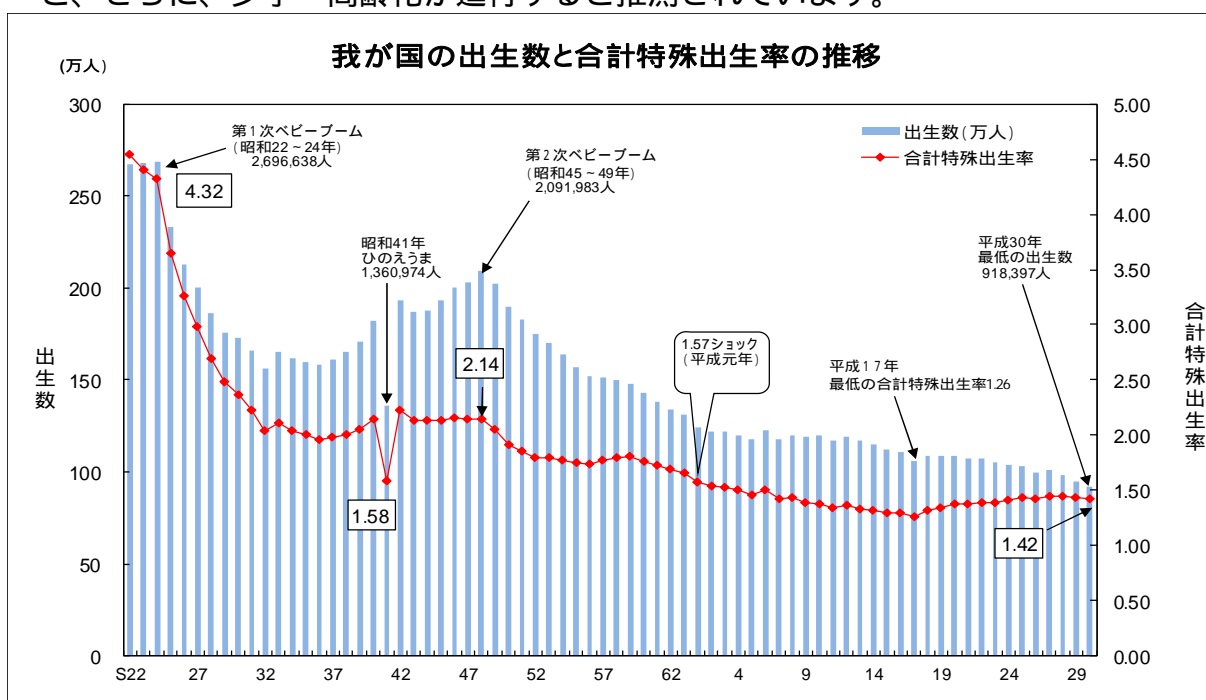
長崎県の出生数は、第一次ベビーブームの昭和24年に61,145人と最高値を示して以降、減少傾向が続いており、第二次ベビーブームの昭和47、48年に若干持ち直したものの、平成30年には10,135人とピーク時の約6分の1となっています。

合計特殊出生率は、全国で第一次ベビーブーム時に4.32、第二次ベビーブーム時に2.14となつて以降、低下を続け、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後、緩やかに回復していましたが、平成28年からは3年連続で微減し、平成30年は1.42となつており、人口規模が長期的に維持される「人口置換水準（現在は2.07）」を下回る状態が約40年間続いています。

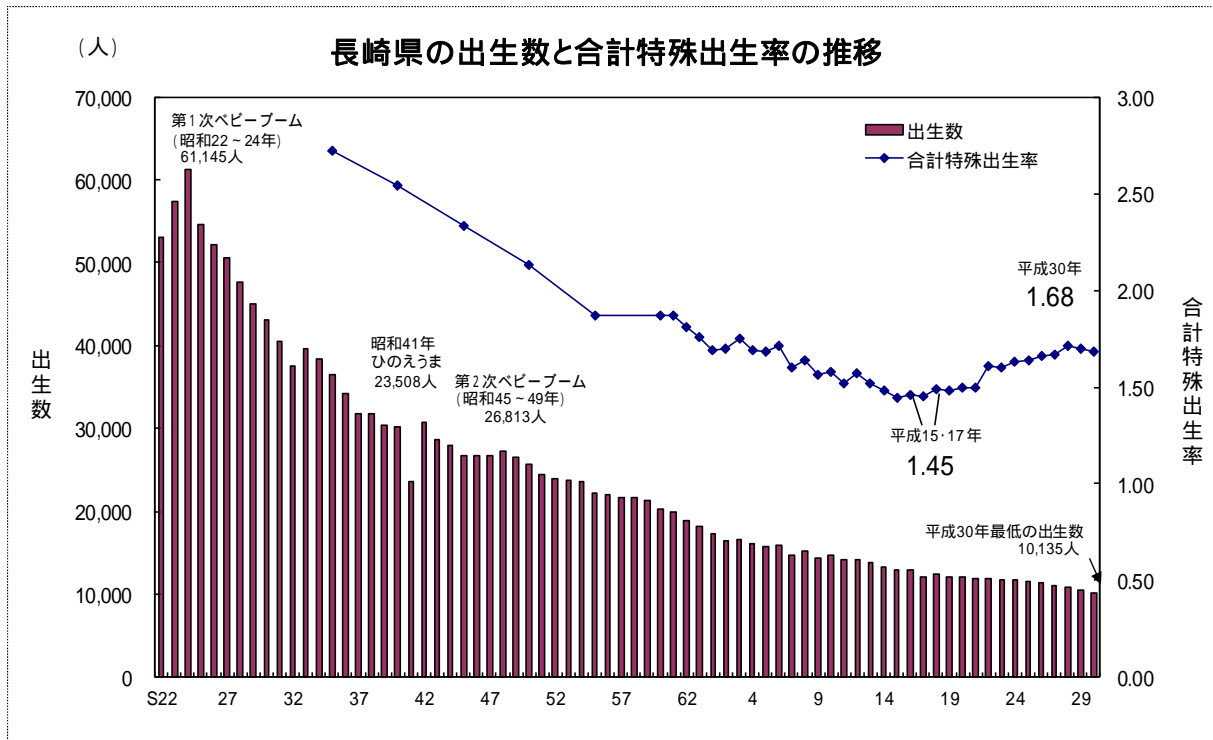
長崎県でも、平成15年と17年に過去最低の1.45となった後、緩やかに上昇し、平成28年には1.71まで回復しましたが、翌年から微減しており、平成30年は1.68となっています。全国に比べれば高い状況ですが、人口置換水準の2.07を大きく下回っているのが現状です。

平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県将来推計（中位推計）によると、長崎県の人口は、平成27年の138万人から2045年（令和27年）には約98万人に減少すると予測されていますが、これは、自然減少に加え、県外へ転出する社会的減少も要因となっています。

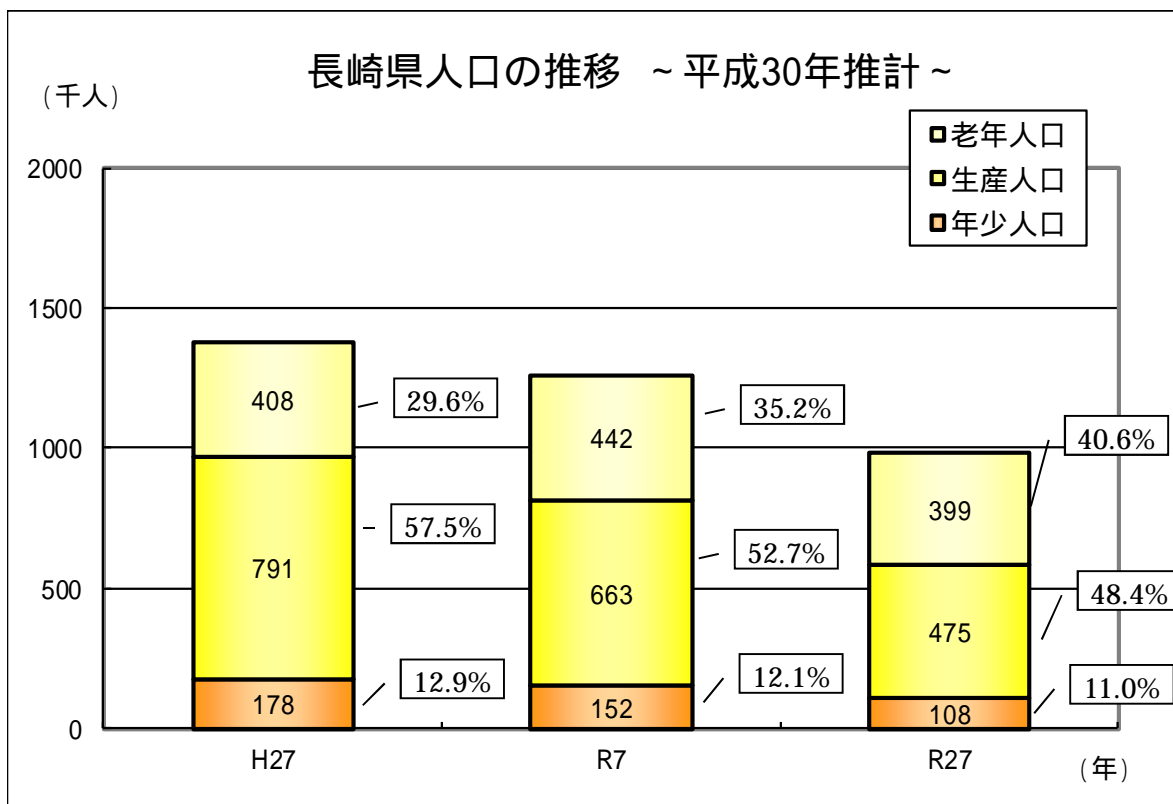
また、年齢別でみると、平成27年の年少人口比率（15歳未満が総人口に占める割合）は12.9%、老年人口比率（65歳以上が総人口に占める割合）は29.6%となっていますが、2045年（令和27年）には年少人口比率は11.0%、老年人口比率は40.6%と、さらに、少子・高齢化が進行すると推測されています。



（資料：人口動態統計（厚生労働省））



(資料：人口動態統計(厚生労働省))



(資料：都道府県の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所))

2. 少子化の要因と背景

未婚化・晩婚化・晩産化の進行

本県の未婚率は、25～29歳の女性で昭和55年に28.7%（全国23.9%）だったが、平成27年には57.8%（全国58.8%）、30～34歳では11.1%（全国9.1%）から33.9%（全国33.6%）へ、男性では25～29歳で昭和55年に51.1%（全国55.1%）だったが、平成27年には65.6%（全国68.3%）へ、30～34歳では18.2%（全国21.5%）から42.3%（全国44.7%）へと大幅に増加しています。

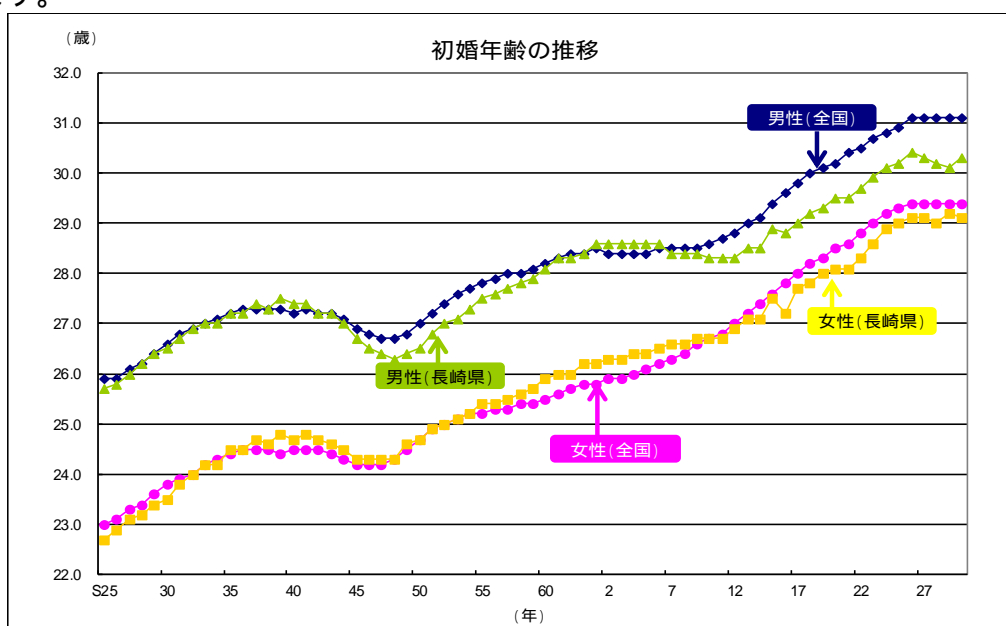
平均初婚年齢は、昭和58年に男性で27.8歳（全国28.0歳）、女性で25.6歳（全国25.4歳）であったのが、平成30年には男性で30.3歳（全国31.1歳）、女性で29.1歳（全国29.4歳）となっており、全国平均と同様に上昇しています。

また、晩婚化に伴い、出産したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向もあらわれており、平成10年の第1子出産時が27.6歳（全国27.8歳）であったのが、平成29年には29.7歳（全国30.7歳）となっています。

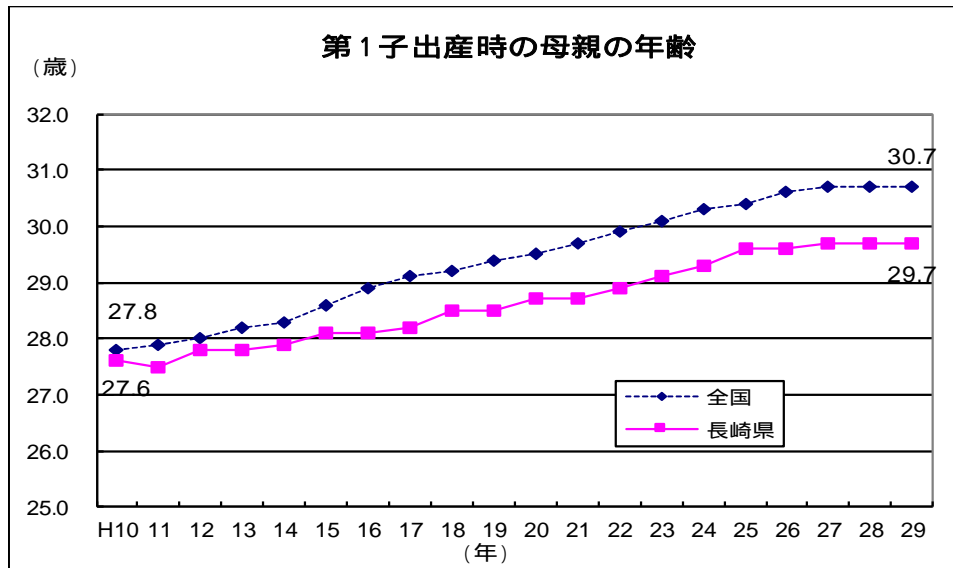
「長崎県少子化問題基礎調査」（平成31年3月～4月）によると、独身者の結婚への意向は、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が26.4%、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が45.6%、「一生結婚するつもりはない」が17.0%でした。

結婚する意思是、男女とも約7割ですが、前回（平成25年）の調査と比較すると、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が15.0ポイント、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が7.9ポイント低くなるとともに「一生結婚するつもりはない」が6.3ポイント高くなるなど、結婚する意思是前回より低下しています。なお、前々回（平成21年）調査時には「一生結婚するつもりはない」が9.2%であったことから、一生結婚しない考えは10年間で7.8ポイント上昇しています。

また、独身である理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が49.2%、「必要性を感じない」が29.7%、「自由や気楽さを失いたくない」が26.5%などとなっています。



（資料：人口動態統計（厚生労働省））



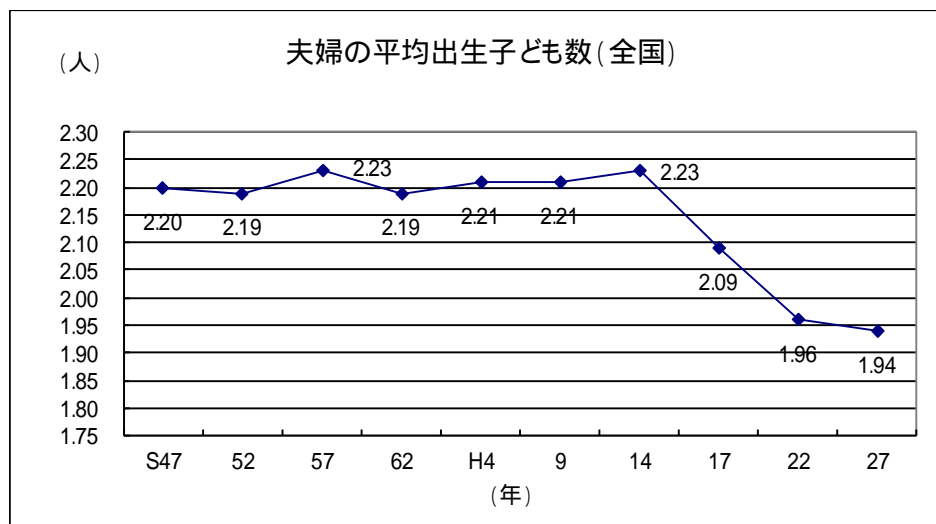
(資料：人口動態統計(厚生労働省))

夫婦の出生力の低下

全国の夫婦の平均出生子ども数については、昭和47年調査の2.20人から平成14年の2.23人まで、30年間にわたって同水準で安定していましたが、平成17年に2.09人となり、平成22年には1.96人と2人を割り込んだ後、平成27年には1.94人まで減少しています。

また、「長崎県少子化問題基礎調査」(平成31年3~4月)によると、子どもを持っている人の「理想の子ども数」は、平均2.74人で、「実際に持つことを考えている子ども数」は、平均2.32人であり、「実際に持つことを考えている子ども数」は、「理想の子ども数」より0.42人下回っています。なお、前回(平成25年)の調査結果と比較すると、「理想の子ども数」は前回2.82人を0.08人下回り、「実際に持つことを考えている子ども数」は前回2.43人を0.11人下回っています。

理想より実際に持つことを考えている子ども数が少ない理由は、「経済的負担が大きい」が61.4%、「年齢的に出産・子育てが無理だから」が47.4%、「仕事と子育ての両立が困難だから」が34.6%などとなっています。

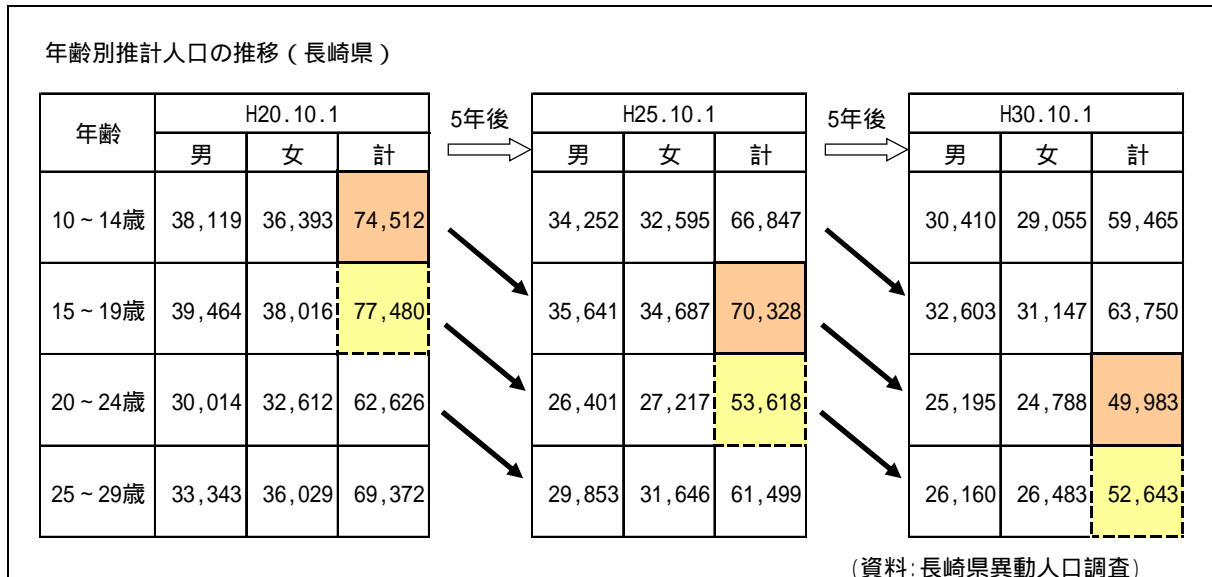


(資料：出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所))

人口の流出

長崎県の5歳ごとの人口の増減を見てみると、平成25年から平成30年までの5年間に、15～24歳の層が減少しており、進学や就職の際に、県内の若者が県外に流出していることがうかがえます。

20歳前後で多くの人口が流出してしまうことで、県内で結婚、出産する人口が減少し、出生数の減少を招いていると考えられます。



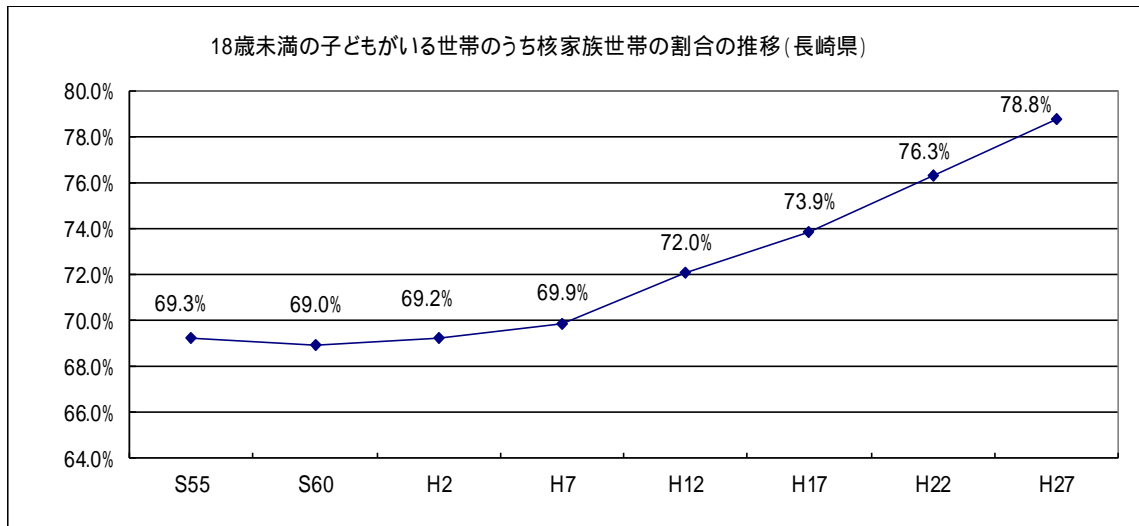
3. 少子化が与える影響

家族の形態の変容

平成27年の「国勢調査」によると、本県の一般世帯人員は1,324,243人、一般世帯数は558,380世帯で、一世帯当たりの人員は2.37人となっています。平成2年と比較すると、一般世帯人員は1,522,268人から13.0%減少し、世帯数は501,901世帯から11.3%増加しており、一世帯当たり世帯人員数は3.03人から0.66人少なくなっています。これは、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えたことによるものです。

また、世帯を家族類型別にみると、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は、平成2年の69.2%から平成27年には78.8%と9.6%増加しています。

核家族化が進行し、地域社会における人間関係の希薄化とあいまって、子育て家庭の孤立化と子育てに対する負担感・不安感が増大しているものと考えられます。



(資料：国勢調査(総務省))

子ども同士の交流の機会の減少

子どもの数が減少すると、子ども同士、特に年齢の違う子どもたちや赤ちゃんとの交流の機会の減少、親の過保護や過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

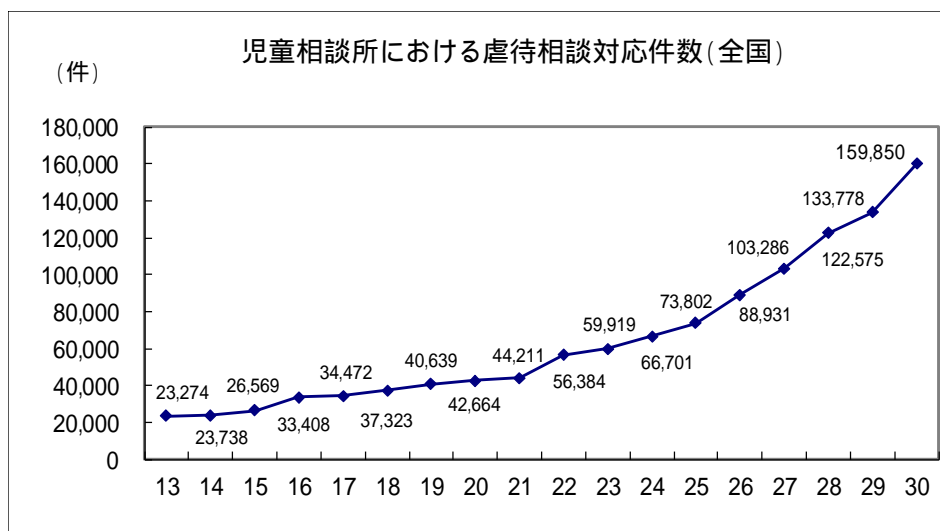
4. 子どもを取り巻く状況

児童虐待の状況

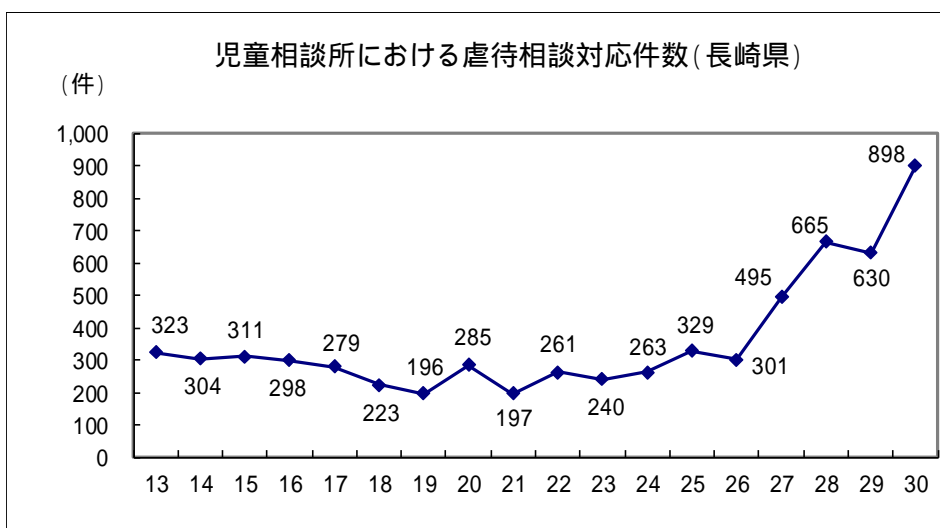
近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、家族や地域の養育力の低下とともに、虐待や非行等さまざまな問題がでてきています。とりわけ、児童虐待は、全国的に児童相談所における相談対応件数が増加する中、虐待による死亡事例も発生するなど大きな社会問題となっています。

また、児童虐待は、子どもの健全な成長、発達を阻害し、子どもの心身に長期にわたり深刻な影響を与えることになるため、早期発見が重要であるとともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、急激に増加しました。その後、平成17年度から市町が児童家庭相談の窓口となり、相談先が増えたことで、年により増減を繰り返していましたが、平成26年度以降は増加傾向で推移し、平成30年度は前年度に比べ42.5%の増加となり、統計を取り始めた平成2年以降最高となりました。



(資料：児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移(令和元年8月厚生労働省))



(資料：長崎県子ども家庭課調べ(令和元年8月))

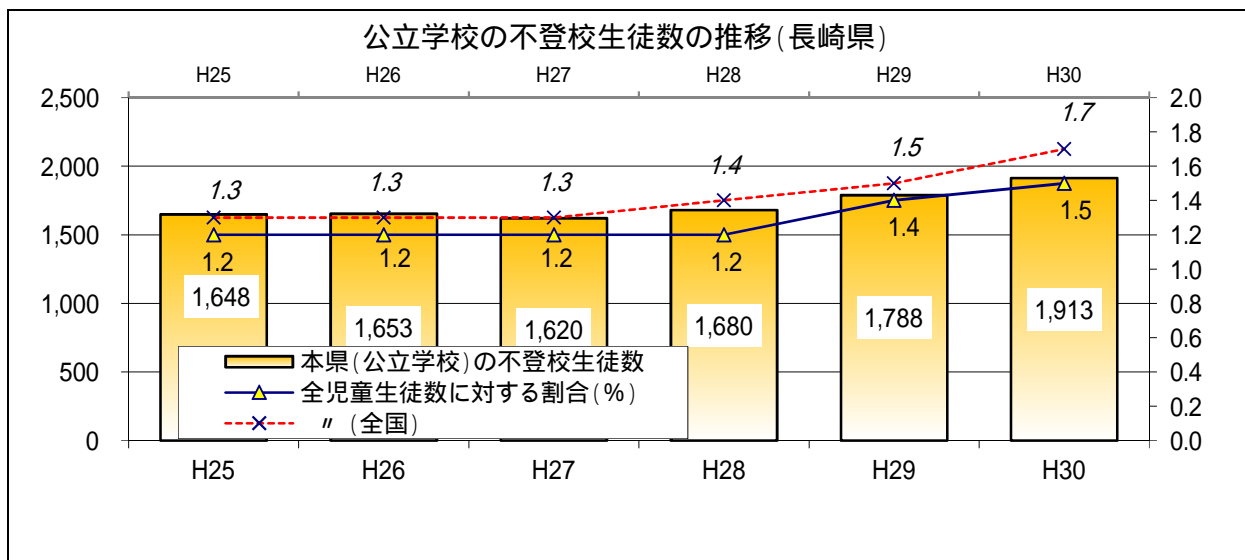
いじめ・不登校の状況

いじめについては、子ども・家庭・学校等それぞれの要因が複雑に絡み合っており、全国でもいじめを苦にして自ら命を絶つ事例が相次ぐなど、大きな社会問題となっています。また、不登校については、本県でも全国と同様に増加傾向にあることから、教育相談体制を整備するなど最重要課題として取り組んでいます。

「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）では、本県における公立学校のいじめの件数は 3,213 件であり、いじめの問題については、すべての学校の教職員が、「いじめはどの学校にでも起こりうる」という認識の下、日頃から児童生徒の理解に努め、未然防止、早期発見・解決に向けて一層取り組むことが必要です。

また、本県の不登校児童生徒数は 1,913 名であり、前年の平成 29 年から 125 名増加（うち公立小中学校全体では 136 名増加、公立高等学校では 11 名減少）しています。

なお、全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合は、全国平均 1.7 に対して本県は 1.5 でした。



(資料：平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省))

子どもの貧困の状況

平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」では、算出された所得階層を分ける値(子どもの貧困線)は 97.2 万円であり、厚生労働省発表(平成 28 年調査)の 122 万円とは、調査対象、世帯所得の把握の方法等が異なるため、正確に比較は出来ませんが、県民所得と同様に(97.2 万円 / 122 万円 = 97.7%、2,388 千円(県民所得) / 3,059 千円(国民所得) = 78.1%)大きく下回っています。

現在の暮らしの状況について、全体の約 4 割の世帯が「大変苦しい」「やや苦しい」と感じており、特に、経済的に厳しい貧困線を下回る所得階層では、その割合が約 8 割にもものぼり、家計の状況としても「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」を合わせると赤字の家計は約 6 割にも達しています。

保護者の収入や家族形態により、子どもの規則的な生活習慣や、学習機会、理解度、向上心や自己肯定感などに差が生じており、特に子どもが希望する学校段階(学歴)の差となって現れています。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策は極めて重要です。

●家庭環境により子どもが希望する学校段階(学歴)に影響が見られる

- ・子どもが進学を希望する学校段階は、所得階層や家族形態により割合に差が生じており、保護者が期待する子どもの学校段階とほぼ一致している。

(子どもが希望する進学先：①大学②高校)

I層①44.8%②28.1%、II層①25.5%②41.1%、A層①35.4%②34.5%、B層①43.0%②28.9%(中2)
--

(保護者が期待する進学先：①大学②高校)

I層①46.3%②26.4%、II層①23.1%②47.7%、A層①34.5%②34.9%、B層①43.9%②28.3%(中2)
--

層：貧困線を上回る世帯、層：貧困線を下回る世帯、A層：ひとり親世帯、B層：非ひとり親世帯

(資料：平成30年度長崎県子どもの生活に関する実態調査)

メディア機器の普及による諸問題

青少年のネットや電子メディアをめぐっては、SNS等を起因とした事犯の被害や加害、ネットの特性などを理解していないことから生ずるコミュニケーション上のトラブルなど、懸念される問題が改善される傾向が見えない状況です。青少年を、ネット・電子メディアに係るトラブルから守り、成長・発達に見合ったネットや電子メディアの活用ができるように育てることは、緊急な対応を要する重要課題となっています。

平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)によると、青少年のインターネット利用状況は93.5%、学校種別に見ると、小学生が85.6%、中学生が95.1%、高校生が99.0%となっており、小・中学生に関しては、前年度より約10ポイント高くなっていることから、青少年の生活スタイルに欠かせないものとなっています。

本県の、平成30年度の児童生徒の携帯電話(含スマートフォン)の利用状況についての調査では、公立の小学生で35.1%、中学生で59.8%、高校生の94.7%が携帯電話を所持しており、中学生に関してはこの5年間で所持率が約30ポイント近く増加し、誰もが手軽にインターネットを利用できる環境にあるといえます。

今後は、世界保健機構(WHO)が国際疾病として正式に認証した、ネットゲームなどに過度に依存する「ゲーム障害」の増加や、電子メディア利用の低年齢化の進行が懸念されるなど予断を許さない状況です。

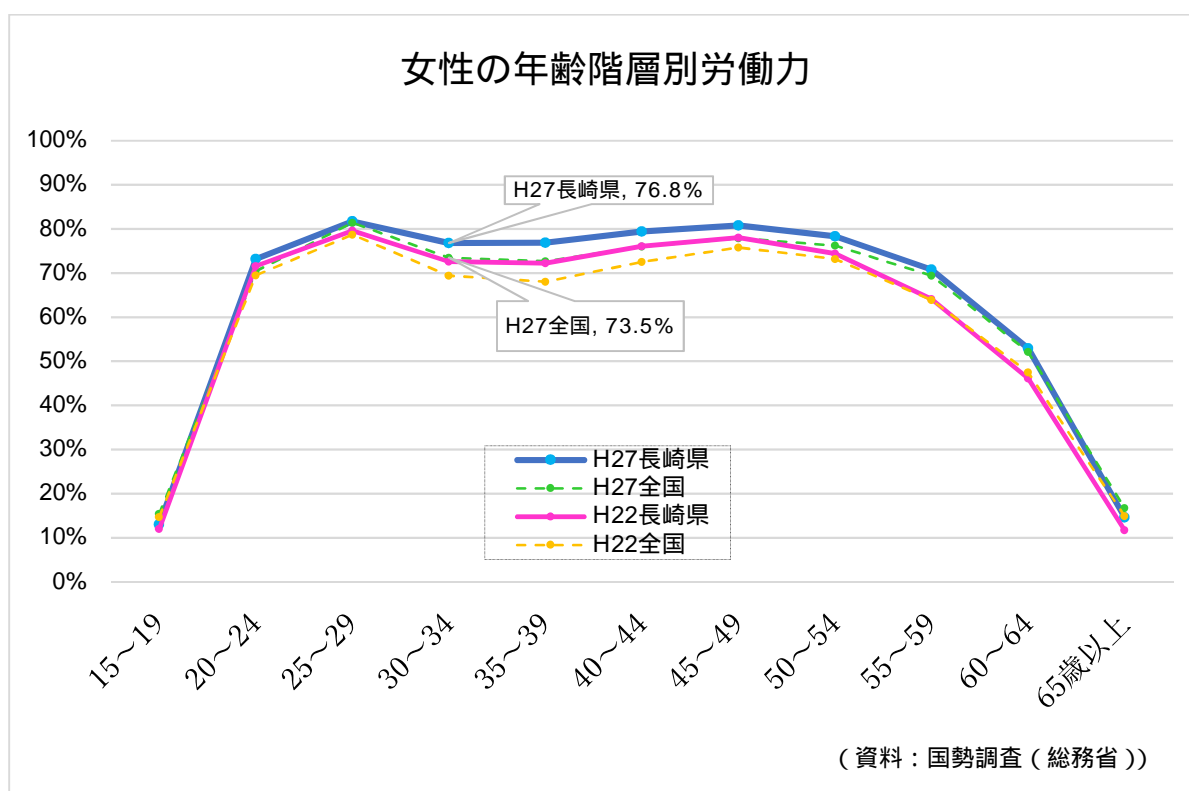
警察庁が発表した「SNSに起因する被害児童の現状」によると、平成30年中のSNSに起因する被害児童数は、全国1,811人(前年比-2人)本県16人(前年比±0人)であり、SNSを媒介とした被害件数は、全国的にも増加傾向であり、喫緊の課題として捉えていく必要があります。

女性の就業状況

平成 27 年の国勢調査により女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢階級別に見ると、30～34 歳を底とするいわゆる M 字曲線を描いており、出産・育児期に仕事を辞める人が多いことを示していますが、平成 22 年と比較すると、この曲線の谷が浅くなっています。

また、この層の本県の労働力率は 76.8%で、全国平均の 73.5%より高くなっています。

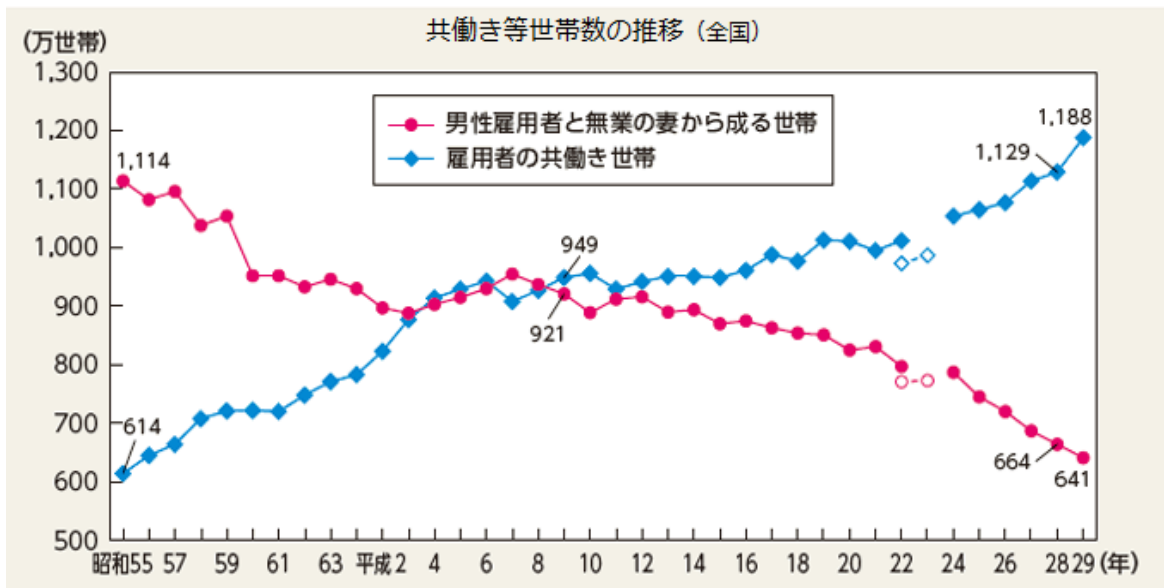
なお、「男女共同参画社会に向けての県民意識調査（平成 26 年度）」によると、就労をしていない女性のうち今後働きたいと考える方が、30 歳代では約 8 割、40 歳代では約 6 割いることがわかります。



ライフスタイルの変化

平成 9 年以降、共働き世帯（夫婦ともに非農林業雇用者の世帯）が、専業主婦世帯（夫が非農林業雇用者で妻が非就業者の世帯）数を上回り、その後も増加傾向が続いています。平成 28 年の内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「子どもができてずっと職業を続けたほうが良い」と考える人は 54.2%で、女性のみをみると 55.3%と、男性の 52.9%よりも高くなっています。また、第 1 子出産後も継続して就業する女性は 5 割を超えています。

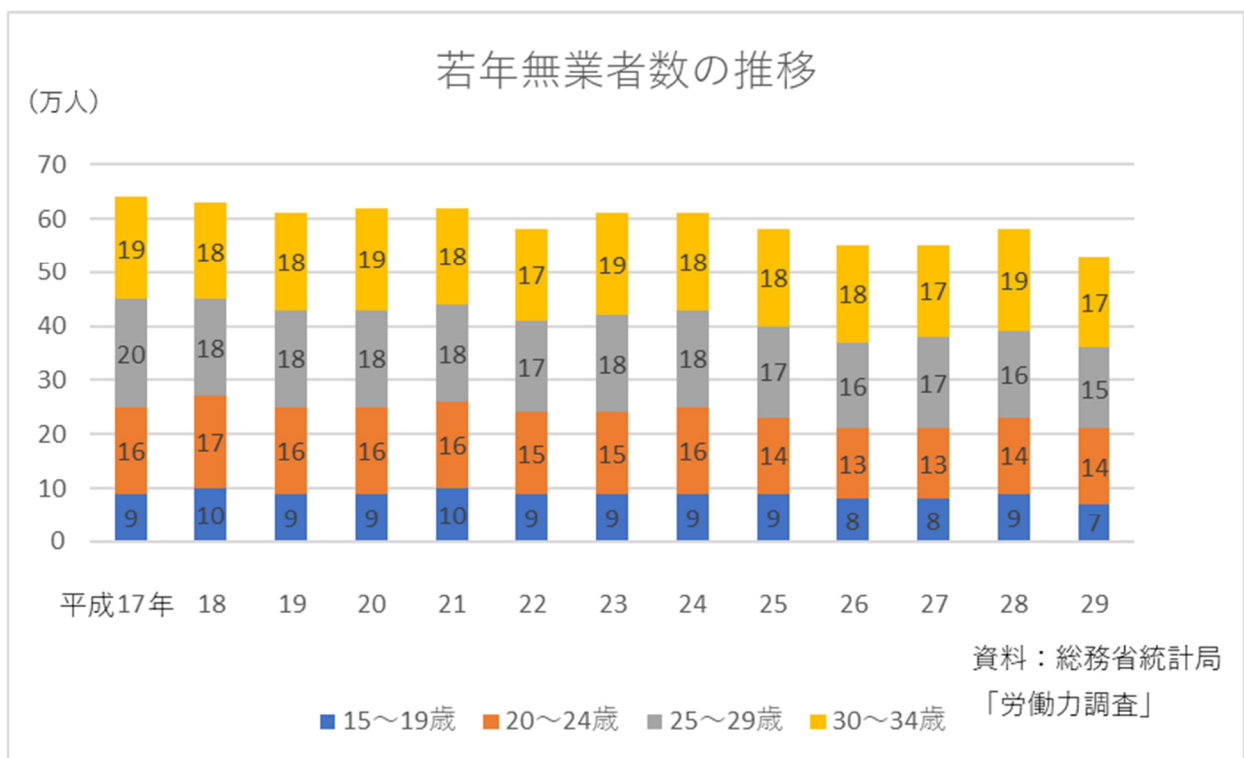
一方で、家庭生活においては、家事や育児等といった家庭的負担が、依然として女性に偏っているため、男性の家事・育児等への参画拡大が求められています。

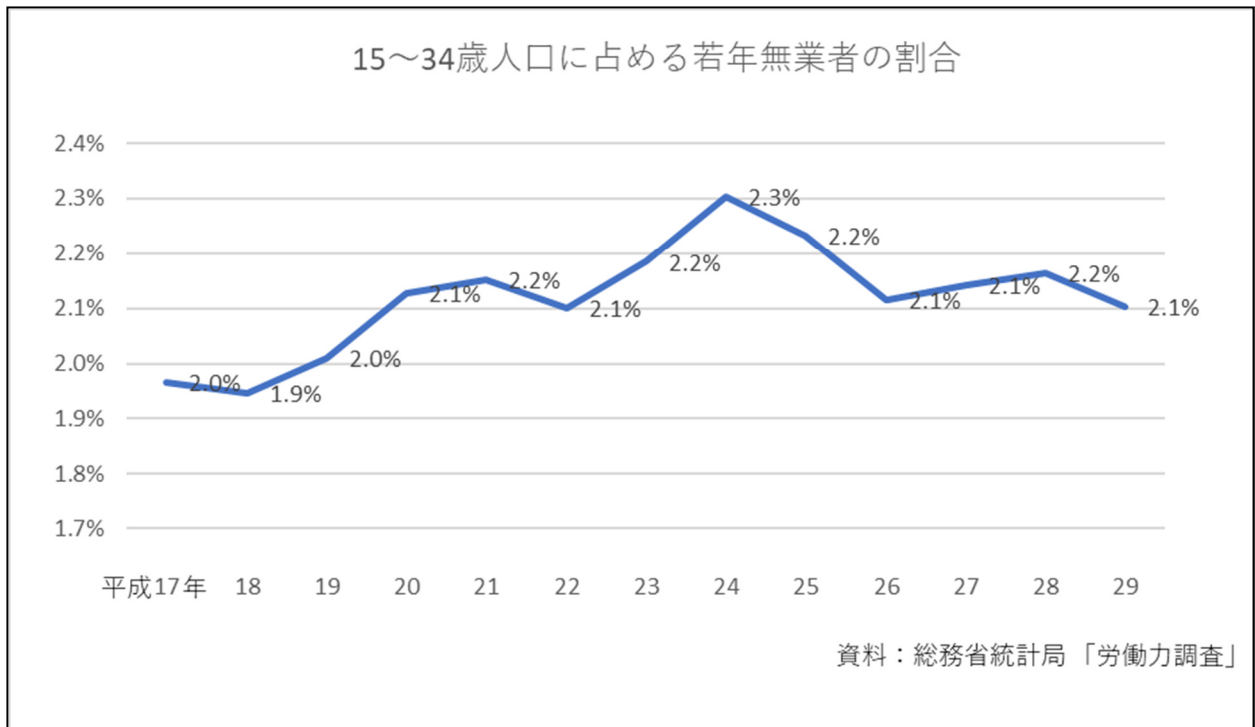


（資料：内閣府「男女共同参画白書（平成30年度版）」）

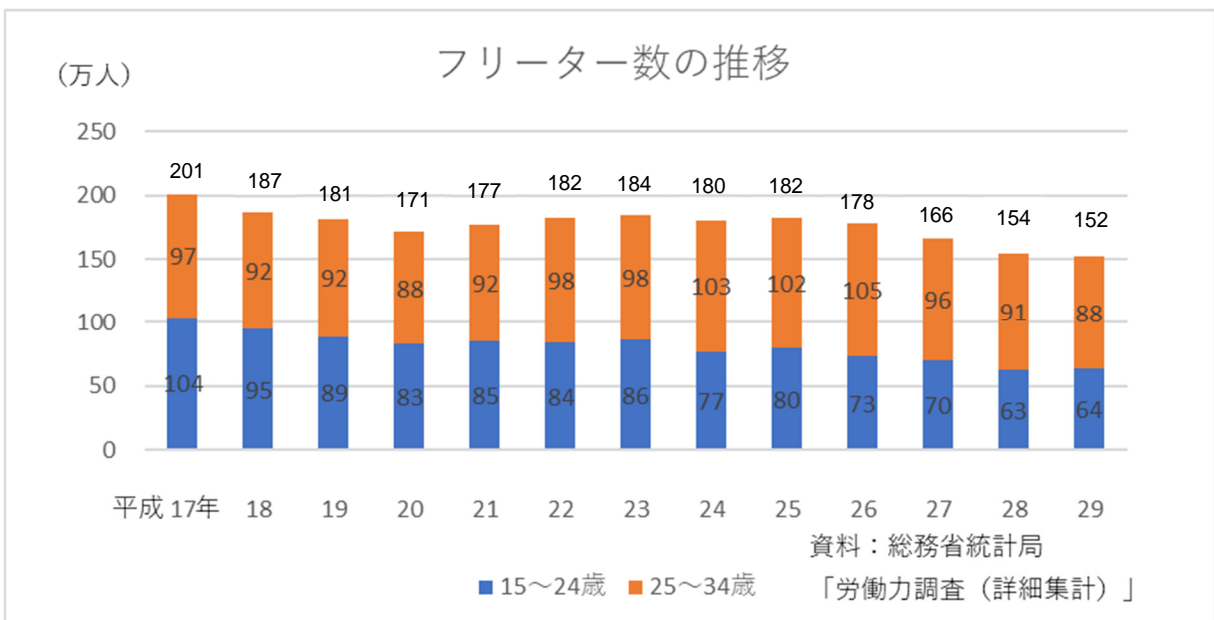
若年者の就業状況

総務省の「労働力調査」によると、全国でニート（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者）の状態にある若者は、平成29年には54万人となっています。15歳～34歳人口に占める割合は2.1%程度の割合で大きな変動はなく推移しています。





フリーター（学生と主婦を除く 15～34 歳のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の者）の数は、平成 26 年以降、減少傾向にあり、平成 29 年では 152 万人となっています。年齢階級別に見ると、平成 19 年に 25～34 歳のフリーター数が 15～24 歳を上回り、近年は全体の 6 割近くを 25～34 歳が占めています。



また、全国の新規学校卒業者の在職期間別離職率をみると、就職後 3 年以内に、中学校卒業生では就職者全体の 64.1%が、高等学校卒業生では 39.3%が、大学卒業生では 31.8%がそれぞれ離職しています（いずれも平成 27 年 3 月卒業生）。

5 . 子育て支援対策のこれまでの主な取組

平成 27 年 3 月に策定した前「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、子育て環境の整備を進めてきました。

56 項目の数値目標のうち、平成 30 年度末までに既に目標を達成しているものは、「放課後児童クラブの設置数」、「子ども・若者総合相談センターでの相談件数」、「スクールカウンセラーの配置率」、「ココロねっこ運動取組件数」など 29 項目です。

今後も取組が必要と思われる項目については、本計画においても、引き続き数値目標の達成に向け、取り組んでいきます。

第 編 施策体系

【基本理念】

県民総ぐるみの子育て支援

【めざすもの】

子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備
安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現

【基本的な考え方】

一人ひとりの子どもに応じた支援を行い、子どもの生きる力をはぐくむ。
子どもが失敗してもやり直せる寛容性のある社会をつくる。
子どもの健やかな育ちを支えるため、セーフティネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う。
地域の子どもをしっかりと育てる地域力を高める。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

【基本施策】

1 妊娠・出産の支援

2 子どもや子育て家庭への支援

3 仕事と生活が調和する社会の実現

4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

5 安全・安心な子育ての環境づくり

6 県民総ぐるみの子育て支援

7 子どもの心と命を守るための取組

【施策の方向】

妊娠・出産期における支援

不妊治療対策の充実

子どもの成長に応じた支援

子どもの健やかな育ちへの支援

家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と子育ての両立のための基盤整備

結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進

障害児施策の充実

ひとり親家庭等の自立支援の推進

子どもの貧困対策について

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子ども等の安全の確保

子育てを支援する生活環境の整備

ココロねっこ運動の推進

家庭の日の普及

関係機関の連携強化

特別な配慮が必要な子どもへの支援

第 編 計画の骨子

【第1章】

近年、晩婚化や晩産化を背景として、妊娠・出産・育児にかかる医療体制の重要性は益々高まっており、また、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行により、妊産婦が周囲の人に相談しづらく、孤立感や負担感を抱える状況が増えています。

第1章では、誰もが安心して安全に出産するための周産期の医療体制及び相談・支援体制の整備や、不妊治療対策の充実などについて述べています。

【第2章】

第2章では、すべての子どもや子育て家庭に対して、子どもの成長に応じて、地域や学校等が支えるしくみを確立し、子どもたちが、自分の将来に見通しをもち、自立した社会人となるよう育てるための施策について示しています。

また、医療や保健、食育など、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、家庭や地域の養（教）育力を向上させ、きめ細かな支援を行うための施策や、子育て家庭に対する経済的な支援などを掲げています。

【第3章】

現在、少子化や子育ての課題に関し、働き方の見直しが注目されています。

結婚・出産・子育てと仕事が二者択一となり、結婚や出産をためらう人が増えています。また、仕事優先になり、保護者が十分子どもと向き合えないことで、子どもの育ちへの影響が懸念されています。

このため、仕事と生活の調和を図る取組が重要となっていることから、第3章では、仕事と生活の調和のための意識啓発や、企業における取組の推進、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目ない支援について述べています。

【第4章】

社会的な問題ともなっている児童虐待やいじめ・不登校、障害のある子ども、ひとり親家庭、貧困の状況にある子どもなどに対するきめ細かな支援が求められています。

第4章では、それぞれの子どもや子育て家庭等の状況に応じ、専門機関や地域における支援体制の充実について示しています。

【第5章】

近年、子どもの周りには、インターネット等を通じ、危険な情報があふれています。また、住宅や道路、公園などの生活環境や、交通事故や犯罪など、子どもが育つ上で注意を払うべき課題もあります。

このため、第5章では、子どもの健やかな育ちを支えるため、有害環境を浄化し、生活環境整備や交通安全、防犯など、安全・安心な環境づくりのための取組について述べています。

【第6章】

社会の宝である子どもは、家庭だけでなく、地域全体ではぐくんでいかなければなりません。「誰かが、」ではなく、「自分が、」子どもと子育て家庭を支えるという取組が必要です。

そのため、第6章では、「ココロねっこ運動」への取組や「家庭の日」の取組の推進について掲げ、県民総ぐるみの子育て支援の実現をめざしていきます。

【第7章】

平成26年7月、佐世保市内の県立高等学校1年の女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。

この様な悲劇が繰り返されないことがないよう、再発防止のための取組が重要であることから、第7章では、関係機関の連携強化、特別な配慮が必要な子どもへの支援等について述べています。